

質 問 書

2021 年 5 月 19 日

「カンボジア国土地管理及びインフラ開発のための電子基準点整備プロジェクト」

(公示日:2021 年 4 月 28 日／公示番号:21a00096)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	署名済 RD 6P 7 . CORS operation and maintenance in GDCG 2)	CORS とデータセンターの運営維持管理費としてソフトウェア、ハードウェアのアップデート費用に対して GDCG が必要なアレンジを行う、とありますが、プロジェクト期間内のソフトウェア、ハードウェアの保守費もしくは保守契約費を GDCG が負担すると考えてよろしいでしょうか。もしくは、定額計上する機材費に含まれるのでしょうか。	本プロジェクト期間中の保守費もしくは保守契約費は定額計上する機材費に含まれます。
2	企画競争説明書 5P (6)見積書	電子基準点(5 台)、データセンター設備一式(サーバ、ソフトウェア)、ローバー(5 台)等:57,000 千円)に以下の経費は含まれているでしょうか。 ①電子基準点、サーバー等の設置工事 ②データセンターの改装工事(間仕切り、空調機器、二重床等の設置・更新などが必要な場合) ③データセンターへの通信回線工事(既設の有線 LAN が使えない場合) これらが含まれている場合、概算での見積もりでもよろしいでしょうか。	左記①、②、③はいずれも定額計上金額に含まれます。 定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定しますので、見積時には、定額をそのまま計上願います。 (内訳不要)

通番号	当該頁項目	質問	回答
3	企画競争説明書 15P 第2条 プロジェクトの背景	日本で GDCG に相当する政府機関(国土地理院、国土交通省、法務省)との連携は何か想定されているでしょうか。	本プロジェクトでは有識者委員会を設けませんが、本プロジェクト実施期間を通じて、日本側政府機関からの助言をいただくことを想定しています。かかる調整については、JICA を通じて行います。また、受注者は、日本政府の政策動向を踏まえて、技術移転を行うことが求められます。
4	企画競争説明書 18P (1)プロジェクト関係機関	地理局、技術局、地籍情報技術局は GDCG 内の部局と理解しておりますが、GDCG 外の MLMUPC 傘下の機関として連携を想定されている機関があれば、ご教示ください。	現時点で具体的に連携を想定している機関はありません。受注者は、本プロジェクトの中で、電子基準点データの利活用策と利活用の主体となり得る関係機関を確認したうえで、GDCG との協議を踏まえて連携が円滑に行われるよう支援を行うことが求められます。
5	企画競争説明書 20P (6)電子基準点(5点)とデータセンターの設置場所と仕様が決定される	電子基準点の設置場所は、プノンベン、シエムリアップ、スタントレンが基本とされていますが、C/P の意向により大きく変更されることはないかと理解してよろしいでしょうか。	R/D で確認済みであり、現状では、変更されることはないかと理解しています。先方政府より変更の要請があった場合は、Joint Coordinating Team Meeting を通じて協議を行います。
6	企画競争説明書 21P (7)電子基準点(5点)とデータセンターが本事業の中で設置される	2021 年度末までに電子基準点とデータセンター設備一式の設置を完了することを目標とされていますが、その理由は 2023 年を終了年度となっている土地登記への活用を想定されているからでしょうか。その場合、電子基準点の設置場所は土地登記未完了地域の周辺にあると理解してよろしいでしょうか。	カンボジア政府目標の早期達成に資する事は前提としてありますが、本プロジェクトにて 2022 年度中頃よりデータ配信を行う為には 2021 年度末までの電子基準点とデータセンター設備一式の設置完了が重要なマイルストーンになると想定しています。電子基準点の設置場所は GDCG にて公有地の中から選定中ですが、詳細は本プロジェクト開始時に確認を行います。

通番号	当該頁項目	質問	回答
7	企画競争説明書 21P (12)電子基準点データの配信が開始される パイロット事業計画の立案	R/D の activity にパイロット事業は明記されていないと思いますが、C/P に対して新たに提案をしていくものと理解してよろしいでしょうか。もしくは元々活動 3-5 の啓発活動に含まれているものでしょうか。	企画競争説明書 21P にあるとおり、パイロット事業は、活動 2-3 の一環となります。
8	企画競争説明書 22P (12)電子基準点データの配信が開始される パイロット事業計画の立案 ②内容	「GDCGから配信される電子基準点データの利活用を促進するため、下記③に該当する様な事業を、カンボジア国内、周辺国、日本から募集し、対象事業を選定のうえで実施する。」とありますが、選定は「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」の「3. 現地再委託先の選定」に従って行うと考えてよろしいでしょうか？	「3. 現地再委託先の選定」は業務実施契約にて内容が特定された現地再委託業務の契約相手先の選定方法が記載されています。 本プロジェクトでは、受注者がパイロット事業の選定基準を GDCG 及び JICA に提案し、協議の上で策定後、同基準に基づいて選定する事になります。同様に、受注者は、GDCG の意向や市場ニーズを踏まえたパイロット事業の対象となる分野、各分野における分野毎の予算配分、本プロジェクトで負担を認める費用項目等についても GDCG 及び JICA に提案し、策定する事が求められます。
9	企画競争説明書 22P (12)電子基準点データの配信が開始される パイロット事業計画の立案 ④対象事業者	パイロット事業の対象事業者は「公的機関」を含みますが、GDCG を対象とすることは可能でしょうか？地籍測量の実施主体が GDCG のため、その他機関や民間企業が実施するのは難しいと考えております。	可能です。GDCG のみが実施主体となる地籍測量以外については、極力 GDCG 以外を対象事業者とすることを検討ください。
10	企画競争説明書 22P (12)電子基準点データの配信が開始される	「再委託にかかる費用は定額見積もり」とありますが、再委託先の直接人件費を含むと考えてよろしいでしょうか？	本プロジェクトで負担を認める費用項目については、本プロジェクト実施段階で受注者が提案し、GDCG 及び JICA と協議の上で、内容を決定する

通番号	当該頁項目	質問	回答
	パイロット事業計画の立案 ⑦成果品	また最終的に先方政府に供与する機材であれば、機材購入費も含むと考えてよろしいでしょうか？	<p>事が前提となります。再委託先の直接人件費、機材購入費は、いずれも定額見積もりに含まれるものですが、受注者は想定するパイロット事業の数、規模等を考慮して、それぞれのパイロットプロジェクト毎に、直接人件費や機材購入費について、本プロジェクトでの負担を認めるか、認めないかを本プロジェクト実施段階で提案する事が求められます。</p> <p>パイロット事業で使用した機材は、先方政府が要望する場合に譲渡することになりますが、同機材は、活動目的に応じて、購入又はレンタルを想定してください。</p>
11	企画競争説明書 22P (12)電子基準点データの配信が開始される パイロット事業計画の立案 ⑦成果品	「パイロット事業の実施に必要な受注者側の業務量は、第4章(2)に示す業務量の内数とする。」とありますが、受注者はパイロット事業の実施者として参加・関与することは可能でしょうか。	受注者は再委託契約の契約元として、事業の成果・効果を取りまとめる形で関与することを想定しており、パイロット事業の実施者として参加・関与することは想定していません。

以上